第442回山口地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和6年8月21日(水) 10時00分 ~ 10時55分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室
- 3 出席者

公益代表委員 今崎光智委員

小林友則委員

神保和之委員

難波利光委員

濱島清史委員

労働者代表委員 大原敬典委員

倉 重 里 加 委 員

宮本晴充委員

藤田英二委員

横 山 崇委員

使用者代表委員 藏藤 共存委員

坂本竜生委員

嶋本健児委員

中村真佐子委員

宮本道浩委員

事 務 局

労働基準部長 上条訓之

賃金室長 藤村哲也

賃金指導官 古谷康将

賃金指導官 吉冨雄治

4 議 題

- (1) 令和6年度の山口県最低賃金の改正決定について
 - ① 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申出について
 - ② 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- (2) 令和6年度の山口県特定最低賃金の改正決定について(諮問)
 - ① 山口県特定最低賃金専門部会について
 - ② 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用 について
 - ③ 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
- (3) その他

○賃金指導官

皆様、大変お疲れ様です。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされて おります。傍聴の事前申込みが5名の方からありましたことをご報告いたします。それ では、全員お揃いになられましたので、小林会長、よろしくお願いいたします。

【傍聴人入室】

〇会 長

ただいまから、第442回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。 事務局から、定足数について報告してください。

〇賃金指導官

本日の審議会は、公益委員の今崎委員が欠席になります。最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件(委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席)を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

〇会 長

傍聴の方にお願いですが、お手元に配布されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

〇会 長

それでは議事に移ります。

議題の1の(1)「山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に 対する異議の申出について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

〇労働基準部長

令和6年8月5日付けで答申をいただきました山口県最低賃金の改正決定について、 異議申出の公示を行ったところ、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか計 6団体から山口県最低賃金の改正決定の答申を不服とする異議申出がなされておりま す。異議申出の内容については、後ほど説明をいたします。

最初に労働局長から審議会に意見を求める諮問をさせていただきます。

【局長が会長に諮問文手交】

【各委員へ諮問文(写)を配付】

〇会 長

ただ今、異議の申出についての諮問をお受けしました。 事務局は諮問文を読み上げてください。

〇賃金指導官

山口労発基 0821 第 3 号 令和 6 年 8 月 21 日 山口地方最低賃金審議会会長 小林友則 殿 山口労働局長 友住弘一郎

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)」

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づき、下記の者から、 山口地方最低賃金審議会の意見について異議の申出がありましたので、貴審議会の意 見を求めます。

記

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 三輪力也 山口県労働組合総連合 議長 石田高士 山口県労働組合総連合非正規部会 部会長 樫谷由美 コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀直紀 山口県自治体労働組合連合 執行委員長 河野祐治 生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎直人 山口県高等学校教職員組合 執行委員長 石田高士

〇会 長

続いて、異議の申出について事務局から説明をお願いします。

〇労働基準部長

提出をいただきました異議申出書につきましては、本日の資料1として添付しております。

では、主な意見をそれぞれ順に説明させていただきます。

最初の団体、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合からは、

最低賃金の1時間979円があまりにも低すぎる、最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること。それが、どうしても不可能な場合、時間額1,163円に引き上げること。

業務改善助成金については、労働者の購買力を増やす意味でもエッセンシャルワーカーなどで社会の生産活動を支えている中小企業・小規模事業者に政府から直接の資金援

助となるよう改善を行うこと。また、生産性向上を個々の企業レベルではなく国レベル で考えていただきたい。

との内容でした。

2団体目、山口県労働組合総連合と山口県労働組合総連合非正規部会からは、

山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低 賃金審議会における目安額直近の「51円」の引上げとし、「1時間 979円」にとどめた ことについて、山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃 額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。

との内容でした。

3団体目、コープやまぐち労働組合からは、

山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「51 円」にとどまる引上げには不服である。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求める。地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申することを求める。審議会の専門部会を含む全ての審議の場を完全公開することを求める。意見陳述の時間の拡大と、「異議申出」についての意見陳述の機会を設けることを求める。

との内容でした。

4団体目、山口県自治体労働組合連合からは、

山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、『979 円』とすることは不服であり、今年度の山口県の最低賃金を時給 1,500 円以上にすること との内容でした。

5団体目、生協関連一般労働組合中四国からは、

山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より 「51円」引上げる「979円」とすることは、不服である。再審議を求める。

最低賃金審議を見直すならば三要素こそ見直し、全国一律の最低賃金制度を国の責任 で制定するべきであり、国への要請をしていただきたい。

発効日について、中央最低賃金審議会で検討することを求めることは不服である。最 低賃金近傍の労働者にとっては一刻も早い適用が求められていることを認識していた だきたい。

との内容でした。

最後に、山口県高等学校教職員組合からは、

山口地方最低賃金審議会が示した 2024 年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間 979円」とすることには不服である。

今年度の山口県の最低賃金を「時給 1,500 円」以上とすること。そのための原資、中小企業対策、税控除制度の見直しを政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。

最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性及び公平性を高めるために、全ての審議の場について完全公開を求め

る。

との内容でした。以上でございます。

〇会 長

答申に係る異議申出について6団体からなされたところですが、主な意見として4点 あったと考えます。

1点目は、最低賃金の時間額 979 円は低額であり、最低でも 1500 円以上とすべきということ。

2点目は、中小企業に対する支援を強化すること。

3点目は、審議の透明性及び公平性を高めるため、専門部会の二者による協議の部分 も含めて、全ての審議を公開すること。

4点目は、全国一律最低賃金制度を導入すること。

以上になります。

最低賃金の時間額 979 円は低額であるという点については、最後に審議をすることといたしまして、中小企業に対する支援強化、業務改善助成金の改善の意見について、まず検討したいと考えます。

付帯決議を求める意見もありましたが、専門部会の報告書には支援強化を求める旨の 内容を記載しております。また、労働局長に対する答申においても、審議会からの要望 事項としているところです。

この点につきまして、事務局から補足の説明はありますか。

〇労働基準部長

最低賃金審議会からの行政、労働局への要望については、他県の審議会では付帯決議でなされていることは承知していますが、山口地方最低賃金審議会から労働局長に対する要望事項は正式な要望事項として受け止めています。

特に、中小企業に対する支援強化について、また、業務改善助成金の改善についての 意見は、8月6日に労働局から厚生労働省に伝えております。

資料2として配付しておりますが、最低賃金の引上げに向けた企業の取組にご活用いただける支援策を配布いたしました。今後、労働局といたしましても、各種支援策の周知にはしっかり取り組んでまいりたいと考えているところです、

〇会 長

以上を踏まえまして、中小企業に対する支援強化に関する異議申出につきまして、意 見等がございますでしょうか。

【意見なしを確認】

〇会 長

意見がないようですので、政府である厚生労働省に対し要望していることとしまして、 答申に対する異議申出事項につきましては、棄却が妥当であると考えますがいかかでしょうか。

【意見なしを確認】

〇会 長

次に、会議の公開にかかる意見がありました。昨年度の審議以降、「令和5年4月6日の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を踏まえ、審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点から公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することとし、金額審議等の個別協議を要する場合については、非公開としていたところです。

この点を踏まえまして、公開につきまして、ご意見等がございますでしょうか。

【意見なしを確認】

〇会 長

意見がないようでしたら、次年度以降につきましても、同様の対応としたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

【労使に意見確認】

【意見なしを確認】

〇会 長

続きまして、「全国一律最低賃金制度」にかかる意見につきまして、全国一律最低賃金制度については法制度に関することであり、当審議会として対応できるものではありませんので、事務局から本省へ伝えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【労使に意見確認】

【意見なしを確認】

〇会 長

これにつきまして、事務局としてはいかがでしょうか。

〇労働基準部長

本件を含め、委員の皆様から本省へ伝えるよう求められたご意見につきましては、事 務局から本省へ伝えさせていただきたいと思います。

〇会 長

よろしくお願いいたします。

最後に、最低賃金について8月5日答申の時間額979円は低額であり、より引き上げるべきとの要望について、労使委員の意見を伺いたいと思います。

まず、労働者側いかがでしょうか。

〇横山委員

労働者側委員として発言させていただきます。

今回の金額の改正審議につきましては、中央において過去最大となる目安額が答申され、労使お互いの立場を尊重しつつ、丁寧に議論を重ねてきたところです。

しかしながら、労使の主張に隔たりがあるということで、公益委員見解が示されております。

労働者側委員といたしましては、現在の山口県最低賃金水準は、労働者が最低限の生活を営むことができるには到達していないと思っており、今回提出されました「異議申出」にもありますように、水準としてはまだまだであると考えています。

加えて、急激な物価上昇に耐えられず、今も生活が困窮している最低賃金近傍で働く 方々に対し、しっかりと報いるような最低賃金にすべきであると認識したうえで引き上 げに向けた主張をしてきたところです。

一方で、急激な金額の引き上げにつきましては、山口県の中小・零細企業に与える影響が大きいことについては、労働者側も理解しているところであり、段階的な引き上げが現実的であるとの認識のもと、3年かけてリビングウェイジ1,050円を目指す主張をしてまいりました。

そのような中、今回公益委員から中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員、使用者側委員の意見及び令和6年春季賃上げ妥結状況や山口県の労働力流出を防止する観点など総合的に勘案した結果、引上げ額51円を提示することとしたとの公益委員見解が示され、採決に至ったものであります。

我々としては、まだまだ水準が低く、更なる金額の引き上げが必要であると考えると ころでありますが、まず1点目、急激な物価上昇に伴う企業物価指数の上昇もあり、県 内の中小・零細企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること、2点目、金額水準はまだ まだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと、3点目、金額決定に至るまでの長時間に渡る真摯な議論を踏まえたうえで、公労が今回の金額に賛成したこと、4点目、これ以上審議を行っても前進が図れないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、以上のことから、再審議の必要はないと考えております。

いずれにしましても、山口県においては未だ隣県との地域間格差が存在し、まだまだ 最低賃金の水準も満足できるものではありません。加えて、今年度もCランク、Bランクを中心に目安額以上の大幅な引き上げとなっている現状に鑑み、その格差をしっかり と見極めたうえで、まずはリビングウェイジ 1,050 円の早期到達に向け、さらに引き上げを行っていきたいと思っていますので、来年以降も引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

〇会 長

ありがとうございます。 次に、使用者側お願いします。

〇宮本委員

それでは使用者側委員として、述べさせていただきます。

使用者側といたしましては、この度の審議においては法で規定された三要素に関わる 具体的なデータを根拠としながら、本県にあるべき最低賃金引上げ額を示したうえで、 一方で、全国において目安額を下回る審議結果になった事例が過去に記録がないことな どを考慮いたしまして、やむを得ず目安額 50 円を限度とした引き上げまで歩み寄りを 行ったところです。

労働者側におかれても、歩み寄りの努力をされましたが、双方の最終的な合意に至らず、結局、引上げ額 51 円という公益委員見解が示され、採決の結果、結審に至ったところです。

使用者側の主張が通らず、また厳しい経営環境にある中小企業、小規模事業者への影響を考えますと、この度の結果は甚だ残念と言わざるを得ませんが、多くの時間を費や し議論を重ねた上での結論であり、改めて審議の必要はないと考えます。

〇会 長

次に公益からも何か意見はございますか。

〇難波委員

答申書添付の専門部会の報告書でも述べておりますが、全国を上回る春闘の賃上げ額

や都道府県間との賃金格差是正等を総合的に勘案して、金額を提示したものであり、公 益委員としては、答申内容は妥当と考えます。

〇会 長

ただいま、労働者、使用者、公益各側から御意見をお伺いました。

三者ともに最低賃金 979 円からの更なる引上げに関する再審議は必要ない、求めていないとのことでしたので、答申に対する異議申出事項につきましては、棄却を妥当とするということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

〇会 長

それでは、異議申出については乗却を妥当とすることで答申いたします。 事務局で、答申文(案)を作成してください。

【答申文(案)作成】

【会長に答申文(案)の内容を確認】

〇会 長

事務局は、答申文(案)を各委員に配付してください。

【各委員へ答申文(案)を配付】

〇会 長

事務局は答申文(案)を読み上げてください。

〇賃金指導官

令和6年8月21日

山口労働局長 友住弘一郎 殿

山口地方最低賃金審議会会長 小林友則

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)」

令和6年8月21日、貴職から、8月5日付け山口県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか5団体からの 異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。 記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

○会 長

ただいまの答申文(案)でよろしいでしょうか。

【意見なしを確認】

〇会 長

それでは、事務局は答申文の用意をお願いします。

【答申文作成】

【答申文を会長に手交】

〇会 長

それでは、局長に答申することとします。

【会長が局長に答申文を手交】

〇会 長

事務局は各委員へ答申文(写)を各委員に配付してください。

【答申文(写)を各委員に配付】

〇会 長

ただいま、答申をいたしました。事務局から今後の事務手続きについて、説明をして ください。

〇労働基準部長

ただいま、局長が答申を受けました。今後は8月30日に官報に公示されることになり、その30日後の10月1日に山口県最低賃金額として発効となりますことを報告いたします。

〇会 長

次に、議題1の(2)「山口県最低賃金専門部会の廃止について」です。

ただ今をもってその任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止する。」に基づきまして当専門部会を廃止することにしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

〇会 長

それでは、令和6年度山口県最低賃金専門部会を廃止することに決定いたします。 次に、議題1の(3)「山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第 5項の適用について」お諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、 専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができる」という規定ですが、4 業種の特定最低賃金専門部会へのこの規定の適用について審議をお願いいたします。

例年の取扱いとしましては、第6条第5項を適用することを決定しており、金額審議 において専門部会で全会一致の場合は本審にかけないとされていました。従いまして、 本年も各専門部会で反対がなければ例年と同じ扱いとしたいと考えていますが、いかが でしょうか。

【異議なしの声あり】

〇会 長

それでは、異議がありませんでしたので、4業種の専門部会において、金額審議が全会一致の場合は、審議会令第6条第5項を適用することといたします。

全会一致でなかった専門部会があった場合は本審の開催が必要となりますので、改めて本審又は異議審を開催し、この中で審議をしていただきますので、本審の委員の皆様はあらかじめご承知おき願います。

〇会 長

続きまして、議題2の(1)「山口県特定最低賃金専門部会について」に移ります。 前回の審議会において、山口県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議 しました。

審議の結果、使用者側・労働者側の委員から諮問された4業種とも山口県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につき、「全会一致」で必要性有りとの結論に達しました。

そして、山口県特定最低賃金は、諮問の結果、4業種とも改正決定の必要性ありとして山口労働局長あてに答申を行ったところです。

来年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問に関する審議の進め方について、専門部会を設置して審議するか、小委員会を設置して審議するか、さらにその他の方法を選択するかは継続審議になっていました。

まずは、事務局から検討の結果について説明をお願いいたします。

〇労働基準部長

本日、資料No.3として「特定最低賃金審議に向けたフロー図」を配付しています。 前回の本審において事務局から説明をさせていただきました。専門部会を設置するや り方と小委員会を設置するやり方、審議に分かれて説明させていただきます。

まずは特定最低賃金の審議に係るフロー図をご覧ください。

審議のやり方について4点ほど説明させていただきます。

このフロー図は、岡山地方最低賃金審議会で特定最低賃金の審議方法を検討した際に 使用した資料を参考に作成したものです。

まず審議の方法の提案として、

1つ目の提案は、専門部会を設置して審議する方法で、フロー図左上の「※の必要性の審議について」と書かれている下の点線で囲んだ「専門部会で審議する業種」と書かれている箇所、ここから下に向かって審議の流れが書かれています。

これは最低賃金法第 25 条第 1 項に基づく専門部会となりますので、業種ごとに設置することになります。次に、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、金額審議の委員を兼務することとして委員の公示を行います。また、専門部会において必要性ありと全会一致の結論が得られた場合には、審議会令第 6 条 5 項の適用により、引き続き専門部会で金額審議を行うこととなります。

ただし、意見聴取の公示手続きが必要になりますので、必要性ありとの結論が得られてから3週間空けることとなります。なお、慎重審議の結果、必要性について全会一致の結論が得られなかった業種については、その業種の審議は終了となります。

2つ目の提案は、フロー図の中ほどの点線で囲まれたところですが、これは4業種それぞれの改正決定の必要性の有無について審議をする方法です。

本審で審議する業種について、全会一致で必要性ありと結論を得た後に、金額の改正 決定について諮問を行い、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置し、金額 審議を行うことになります。

もう少しわかりやすく申しますと、ある業種について必要性審議を本審で行うのか、 あるいは専門部会で行うのか、どちらが適当であるのかについて、ご意見いただいて決 めていくというものです。

3つ目の提案は、フロー図の右側の点線で囲まれた箇所の本審にて一括で審議する方 法です。

4業種一括で本審において改正決定の必要性の有無を審議する進め方です。4業種全

てについて、意見をいただくこととなりますが、本審で慎重審議の結果、必要性について全会一致とならなかった業種については、必要性なしとの結論となり、審議は終了いたします。

4つ目の提案は、小委員会で審議する方法になります。

資料No.3の2枚目ですが、前回「特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ」で説明させていただきましたが、小委員会は専門部会のように最低賃金法に基づき設置されるものではなく、任意のものです。山口では資料No.3の3枚目、「山口最低賃金審議会運営規程」第3条に基づいて設置されるものです。同条には、「特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うためのもの」とされております。また、「山口地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」第2条に「小委員会は産業別最低賃金の取組みに関する検討審議を行うもの」とされています。委員は、本審の会長が指名し、公労使それぞれ3名で運営しています。

山口では直近で平成19年、20年、24年に開催しており、平成24年では特定最低賃金 適用除外業務の見直しの審議を行っています。

事務局としては、1枚目、「特定最低賃金審議に向けたフロー図」一番左側の「専門部会を設置する方法」、業界のみなさまの意見を聴いて、労使で決定すればいいのではないかと考えています。それぞれの業界の意向を確認するにあたって、業界の意見を聴くことが丁寧な審議になるのではないかということを事務局として考えているところです。以上です。

〇会 長

ありがとうございます。

それでは、専門部会を設置して審議を進めるのか、業種によって、本審において必要性の有無の判断をすることが適当であるのか、本審で一括して審議を行うのか、さらには特別小委員会を設置するのか、この4つの案が示されましたが、これらを踏まえて議論をしていきたいと思います。

労働者側委員から検討の結果を教えていただけますでしょうか。

〇横山委員

労働者側委員としましては、内部で検討を行いましたところ、事務局から提示された 専門部会で審議する方式で大丈夫だということを確認しています。

以上です。

〇会 長

ありがとうございます。

では、使用者側委員いかがでしょうか。

〇坂本委員

全ての業種についてということではないですが、よろしいでしょうか。 個々の業種で取り扱いが違うかどうか、という統一的な判断をしたらいいのですが。

〇会 長

では、お願いします。

〇坂本委員

私は電気の特定最賃の関係で従来から意見を申し上げていましたが、電気については、 昨年度の経緯もあって、来年度からは専門部会で必要性の有無について審議するという 形で進めていただきたいと思っております。

〇会 長

ほかの業種をお願いします。

〇藏藤委員

百貨店の関係ですが、昨年度、百貨店業界の委員から意見が出され、専門部会で審議を進めたほうが良いだろうということでしたので、百貨店についても専門部会で審議していただいたほうがよろしいかと思います。

〇嶋本委員

輸送につきましても、同様に輸送の業種の方が委員としておられるので、必要性から 判断して、その後金額審議という流れがよろしいかと思います。

〇宮本委員

鉄鋼も同じです。

〇会 長

それでは、労使双方のご意見を踏まえますと、4業種全てにつきまして必要性の有無の審議については、専門部会で丁寧に審議をすべきとして、事務局から提案いただいた4つの案のうち、専門部会で審議を行うという方法で行きたいと考えています。

その時期について、先ほど事務局から説明のあった時期よりも早めることができないか、すなわち地賃の審議の前に結論を出すこと、7月中旬の審議も検討できないかと考えていますが、これについて事務局いかがでしょうか。

〇労働基準部長

必要性の審議を7月中旬に早めて行うかどうかですが、特定最低賃金の専門部会の審議については、各々の業種の労使の方が参加されることが前提で、地賃の委員の方々が重複する方もおられますので、地賃と特定最賃の審議を分ければ審議に影響があると思います。また、特定最低賃金の必要性の有無の判断については労働者側の申し出が必要ですが、厚生労働省の取扱いでは、改正の申し出については概ね4月末目途に行われるよう関係者の協力を求めるものする、特に審議会における一般的な年間の審議のスケジュールや労使間の賃上げ交渉の時期を勘案されたものであるという取扱いとされています。現状この取り扱いに沿って運営していますが、山口では毎年6月末には申出書の提出があるものの、事務局が精査するには概ね1週間程度、この申出内容に一部誤りがあった場合の訂正に時間を要することもあります。これ以上、早めるとなると労働者側の負担もかかり、さらに特定最低賃金の審議では、未満率のデータの提示が不可欠であり、未満率のデータは基礎調査の結果が出そろうのが早くても7月中旬以降となります。

以上のことから、7月中旬の審議は困難であり、本審を早めたとしても8月中旬、8 月 20 日頃からの必要性の審議になると考えられます。

〇会 長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして質問等がありますでしょうか。

〇横山委員

今日は特定最賃に審議にかかわる委員がおられますので、確認させていただきたいのですが、専門部会で審議するということで、資料No.3のフロー図上から4つ目の枠で囲まれた中の3番目「8月中旬以降各部会において調査審議」ということで、盆明けの時期位に特定最賃の専門部会を開催し、必要性の有無を判断し、それ以降は従来どおり9月中旬、下旬ころの特定最賃のスケジュール、このスケジュール感になるという認識なのかを教えていただきたいと思います。

〇労働基準部長

事務局で想定しているのは、8月20日頃に第1回目の専門部会で必要性の審議を行って、その3週間後、9月中旬前に第2回目の専門部会で実質的な中身の審議に入りたいと考えています。

ちなみに、兵庫地方最低賃金審議会では8月の盆明けに必要性の審議を行い、9月10 日前後から実質的な金額審議を行っています。

〇会 長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

〇坂本委員

確認ですが、資料No.3のフロー図での今の説明ですが、8月 20 日過ぎ頃に必要性の有無の審議を専門部会で行うと、そこで全会一致で必要性ありとなった場合、9月中旬以降から金額に関する審議を行うと、全会一致とならなかった場合には、そこで審議が終わりということで、その結論を本審に報告・答申となっていますが、この本審はどういう形で開催となるのでしょうか。

これについては、先ほどのような6条5項適用ということで、本審の開催はないという形にはならない、本審は開催しなければならないということになるのでしょうか。

〇賃金指導官

そのとおりです。

本審に報告しなければなりません。

〇労働局長

4業種ありますので、どの業種が全会一致か否かはわからないので、「必要性あり」となった業種の場合と「必要性なし」となった業種の場合、「必要性あり」の業種は6条5項の規定により本審の決定と同じ扱いとなり、「必要性なし」の業種は6条5項が適用されないので本審へ報告をするということで、そのタイミングで本審を開催しなければならないこととなります。

〇会 長

全会一致になった場合は本審への報告はなしで、金額審議に入るか、審議を終えるか、 のどちらかであって、全会一致にならなかった場合は本審へ報告するということでよろ しいでしょうか。

〇労働局長

そのとおりです。

〇神保委員

スケジュールについての細かいことですが、専門部会の必要性の審議は8月 20 日以降で想定との話がありましたが、4業種ありますので、8月 20 日以降集中的に専門部会を開催して、一気に必要性を決めるというイメージですか。

〇労働基準部長

日程は調整してということになりますが。

〇神保委員

日程が空いて、9月にずれ込む部会があると全体的に遅れてくると。

最短の場合は、8月 20 日に開催できれば、先ほどのスケジュールも今の説明のように進んでいくということですね。

〇労働基準部長

もちろん、1回で必要性の審議が終わらない場合もあります。

〇神保委員

もうひとつ、実際に岡山や兵庫では先ほどの話にある運営をしているとのことですが、 専門部会で必要性の有無を判断するための、先ほど未満率の話もありましたが、未満率 のデータ、事務局が揃えられるデータもそうでしょうし、労働者側、使用者側が用意さ れるデータもあると思いますが、そのデータというのは、従来、本審で用意されたもの と同じレベルのものということでしょうか。専門部会ですのでより細かい、専門性が高 いデータを基に、労使で議論されるというイメージではないということでしょうか。

〇労働基準部長

データとしては本審で出しているものと同様のものになります。 労使双方からより専門的なデータが出される場合も想定されます。

〇会 長

ほかに、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

【意見、質問なしを確認】

〇会 長

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、4業種全て専門部会で審議を行う形で、来年度進めさせていただければと思います。

来年度以降の手続きにつきまして、事務局からありますでしょうか。

〇労働基準部長

特定最低賃金の専門部会において、必要性の審議を効率的に進めるため、従来の諮問 内容に「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正決定についても併 せて調査審議をお願いする。」を加えることで、本審を開催することなく、引き続き金額 審議に移ることができるようにしたいと存じます。

〇会 長

ありがとうございます。

続きまして、4業種の特定最低賃金の改正決定について、改正決定、調査審議の諮問を行っていませんでしたのでこれから行います。事務局は準備をお願いします。

〇労働基準部長

準備を行うため、しばらくお待ちください。

【事務局 諮問文を局長に手交】

【会長に諮問文手交】

【各委員へ諮問文を配付】

O会 長

事務局は諮問文を読み上げてください。

〇賃金指導官

山口労発基 0821 第1号

令和6年8月21日

山口地方最低賃金審議会会長 小林友則 殿

山口労働局長 友住弘一郎

「特定最低賃金の改正決定について(諮問)」

最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について貴会の 調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店,総合スーパー最低賃金

〇会 長

ただいま、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定について、諮問がありましたので、今後の調査審議は最低賃金法第 25 条第2項に基づき、業種ごとに専門部会を設置して審議をすることになります。

〇会 長

次に、各専門部会委員の候補者の推薦、意見聴取について、事務局から説明をお願い します。

〇賃金指導官

特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦、関係労使の意見提出につきましては8月 6日(火)に公示を行いました。

特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦の提出の締切日は8月21日(水)までとしており、関係労使の意見書の提出の締切日は8月27日(火)までとしております。

各専門部会は公労使それぞれ3名ずつ、計9名での構成となります。委員の候補者の推薦につきましては、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員各3名のうち2名は、その産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する方を推薦していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

〇会 長

続きまして、議題2(2)「山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」お諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができる」という規定ですが、

4業種の特定最低賃金専門部会への、この適用について審議をしたいと思います。

特定最低賃金専門部会への第6条第5項の適用につきましてはすでに議決したところでありますので、全会一致の場合は本審にかけないということとさせていただきます。

〇会 長

次に、議題2の(3)「山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

〇賃金指導官

先ほど廃止しました「山口県最低賃金専門部会」のように、特定最低賃金の専門部会においても、その任務を終了したときは本審の決議により、廃止を行うことになりますが、特定最低賃金専門部会においては、その後の本審を開催しないことがあります。

このため、審議会令第6条7項により事前の本審の議決を得ていれば、異議申出がなかった場合に改めて審議会を開催しなくても、専門部会を廃止することが可能となります。

つきましては、特定最低賃金専門部会における異議の申出がなければ、「異議申出期間満了の翌日をもって4業種の各専門部会を廃止する」という議決をあらかじめいただきたいと考えております。

ちなみに、昨年度までは、あらかじめ専門部会を廃止することについて、議決をいた だいております。

どうぞご審議をよろしくお願いします。

〇会 長

ただ今、事務局から説明がありました件について、ご異議ありますでしょうか。

【異議なしを確認】

〇会 長

それでは、異議がありませんでしたので、4業種の専門部会については、各専門部会に係る答申を行った日以降に異議の申出がなかった場合は、当該異議申出期間満了の翌日をもって専門部会を廃止することとします。

〇濱島委員

最後に確認をとらせていただきたいと思います。

本審においては特定最低賃金4業種のデータを確認することができましたが、専門 部会では他の業種のデータは見られるのでしょうか。

また、金額審議で全会一致にならなかった場合、本審を開催しますが、必要性の有無は専門部会で審議して、必要性なしとなった場合、本審は開催しないということですか。

〇労働基準部長

必要性なしの場合は本審で報告をしますが、審議はしないということです。 他の業種のデータにつきましては審議に間に合えば提出することは可能です。 あくまで審議を行うのは専門部会委員ですので、それはご理解ください。

〇会 長

ただ今の濱島委員の意見は、専門部会で他の業種の未満率のデータをいただけるの かということですね。

〇濱島委員

そうですね。各専門部会でも他の業種の未満率のデータを参考に見られたほうがいいのではと思います。

〇神保委員

濱島委員の意見についてですが、少なくとも使用者側と労働者側はそれぞれ個別に 専門性がある前提で審議が行われたと思いますが、私の意見として、専門部会で提出 された他の業種のデータは全体を俯瞰する意味でも、少なくとも公益委員に頂ければ と思います。

〇労働基準部長

その予定です。

来年以降、特定最低賃金の専門部会においては他の業種の賃上げの状況を気にされると思いますので、事務局といたしましても対応させていただきます。

〇神保委員

本審の委員については配付されるということでしょうか。

〇労働基準部長

検討させていただきます。

〇会 長

特定最低賃金4業種につきましては、他の業種のデータを資料として配付していた だくようお願いいたします。

〇会 長

議題3「その他」に入りますが、何かありますでしょうか。

〇横山委員

先ほどの特定最賃の必要性の審議は専門部会で審議することが決まりましたが、専門部会で必要性の有無について議論が難航した場合は、再度本審において小委員会で検討するということにもっていくことは不可能という認識でいたほうが良いのでしょうか。

〇労働基準部長

それは、方法を元に戻すということですか。

〇横山委員

元に戻すということではなく、8月中旬に専門部会の必要性有無の審議において、 必要性なしとなった場合は本審への報告になるのでしょうが、専門部会でうまくまと まらなかった場合に、もう少し深く議論をして小委員会を開催してほしいと労働者側 がお願いしても可能なのでしょうか、不可能でしょうか。

〇労働基準部長

その件については調べてから説明します。

〇会 長

ほかにありますでしょうか。

【意見なしを確認】

〇会 長

事務局から何かありますか。

〇賃金指導官

- 2点ほどございます。
- 1点目は特定最低賃金の専門部会委員の名簿です。内申手続きが終了後、委員の皆様 には専門部会委員名簿を送付いたします。
- 2点目は特定最低賃金の発効日についてですが、例年、本県では12月15日(日)が特定最低賃金の統一発効日となっております。本年度も同様とした場合、4業種の答申の期日は10月16日(水)、異議申出の期日が10月31日(木)までとなります。

また、特定最低賃金の専門部会日程ですが、本日にでも日程の調整をさせていただきます。遅くなり申し訳ありませんでした。

〇会 長

ただ今の、事務局からの説明に質問等はございませんか。

【意見なしを確認】

〇会 長

それでは、これをもちまして、第 442 回山口地方最低賃金審議会を終了いたします。 お疲れ様でした。

山口労発基 0821 第 3 号 令和 6 年 8 月 2 1 日

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

> 山口労働局長 友住 弘一郎

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づき、下記の者から、山口地方最低賃金審議会の意見について異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

記

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 三輪力也 山口県労働組合総連合 議長 石田高士 山口県労働組合総連合非正規部会 部会長 樫谷由美 コープやまぐち労働組合 執行委員長 吉賀直紀 山口県自治体労働組合連合 執行委員長 河野祐治 生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎直人 山口県高等学校教職員組合 執行委員長 石田高士 山口労働局長

友住 弘一郎 殿

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則

山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)

令和6年8月21日、貴職から、8月5日付け山口県最低賃金の改正決定に 係る当審議会の意見に対する全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほ か5団体からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異 議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申 する。

記

異議の申出については、棄却することが妥当である。

写)

山口労発基 0821 第 1 号 令和 6 年 8 月 21 日

山口地方最低賃金審議会 会長 小林 友則 殿

> 山口労働局長 友住 弘一郎

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記 最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金 属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金